公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部改正）

第一条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号。以下「公務災害補償基準政令施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

別表第二第七級の項第十二号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表第九級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第二第十二級の項第十四号を削り、同項第十五号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同号を同項第十四号とし、同表第十四級の項第十号を削る。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号。以下「センター省令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第七級の項第十二号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表第九級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第十二級の項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とし、同表第十四級の項第十号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第二条に規定する学校医等（以下単に「学校医等」という。）が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に同日前に変更があったときに存した障害に係る公務災害補償基準政令施行規則別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

2　学校医等が施行日前に公務上死亡した場合（同日以後に公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「公務災害補償基準政令」という。）第八条第一項第四号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹（以下「夫等」という。）の障害の状態に変更があったとき又は同令第九条第四項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける妻が同項第二号に該当するに至ったときを除く。）又は同日前に同令第十二条第一項第二号に該当することとなった場合における当該学校医等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

3　学校医等が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、平成二十二年六月十日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の公務災害補償基準政令施行規則別表第二第十二級の項第十四号又は同表第十四級の項第十号に該当するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から改正後の公務災害補償基準政令施行規則別表第二の規定を適用する。

4　学校医等が平成二十二年六月十日から施行日の前日までの間に公務上死亡し、若しくは当該期間において公務災害補償基準政令第十二条第一項第二号に該当することとなった場合であって、当該学校医等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害（改正前の公務災害補償基準政令施行規則別表第二第十二級の項第十四号又は同表第十四級の項第十号に該当するものに限る。）又は当該期間において夫等の障害の状態に変更があったときに存した障害（改正前の公務災害補償基準政令施行規則別表第二第十二級の項第十四号又は同表第十四級の項第十号に該当するものに限る。）については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　学校の管理下において独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第三条に規定する児童生徒等（以下単に「児童生徒等」という。）が負傷し、又は疾病にかかり、施行日前に治ったときに存した障害に係るセンター省令別表の規定の適用については、なお従前の例による。

2　学校の管理下において児童生徒等が負傷し、又は疾病にかかり、平成二十二年六月十日から施行日の前日までの間に治ったときに存した障害（改正前のセンター省令別表第十二級の項第十四号又は同表第十四級の項第十号に該当するものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病が治った日から改正後のセンター省令別表の規定を適用する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年二月十五日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一六―〇―五六

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第五第七級の項第十二号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表第九級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第五第十二級の項第十四号中「男子の外貌」に著しい」を「外貌に」に改め、同項第十五号を削り、同表第十四級の項第十号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る規則一六―〇別表第五の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条　職員が施行日前に公務上死亡し、若しくは通勤により死亡した場合（施行日以後に補償法第十六条第一項第四号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は補償法第十七条第四項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける妻が同項第二号に該当するに至ったときを除く。）又は施行日前に補償法第十七条の四第一項第二号に該当することとなった場合における当該職員の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

第四条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成二十二年六月十日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の規則一六―〇別表第五第十二級の項第十四号又は第十四級の項第十号に該当するものに限る。）については、附則第二条の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から改正後の規則一六―〇別表第五の規定を適用する。

第五条　職員が平成二十二年六月十日から施行日の前日までの間に公務上死亡し、若しくは通勤により死亡し、若しくは当該期間において補償法第十七条の四第一項第二号に該当することとなった場合であって、当該職員の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害（改正前の規則一六―〇別表第五第十二級の項